

社会福祉施設における 労働災害発生状況について

～介護従事者の人材確保のためにも
腰痛予防の取組が急務です～

令和3年度 社会福祉施設における腰痛等労働災害防止研修会

令和3年11月

横浜南労働基準監督署 安全衛生課 関川晃

1 はじめに

社会福祉施設における休業4日以上の労働災害は増加傾向が続いています。また、厚生労働省では、介護従事者の数は、高齢者数がピークを迎える2040年度には推計約69万人が不足すると発表しております。さらに、大都市地域では、介護職の求人倍率が実に48倍にまで上昇していて人材が不足しているという最近の報道もありました。

腰痛の発症は、思った以上に休業が長引き、社会福祉施設における貴重な人材が離職せざるを得ない理由の一つにもなり得ます。

介護従事者の人材確保のためにも、労働災害防止活動、特に腰痛予防について、経営トップの主導の下、事業者と介護職員が一体となって考え、そして取り組んでいただきたいと思います。

2-1 第13次労働災害防止推進計画

全国、そして神奈川労働局及び神奈川県下の労働基準監督署においては、現在、第13次労働災害防止推進計画（平成30年～令和4年の5か年、略称「13次防」）に取り組んでいます。

社会福祉施設については、13次防の重点業種として位置付け、休業4日以上死傷災害について、基準年の5%以上の減少を目標に掲げています。

2-2 第13次労働災害防止推進計画

例えば、横浜南労働基準監督署における社会福祉施設の
13次防の目標は、基準年である

平成29年の死傷災害49件 に対して、

令和4年には46件以下に減少させる

こととしています。しかしながら、平成30年から、毎年、各年の目標値を上回り続けています。

第13次労働災害防止推進計画 目標値と発生件数の推移 (令和3年3月末 確定値)

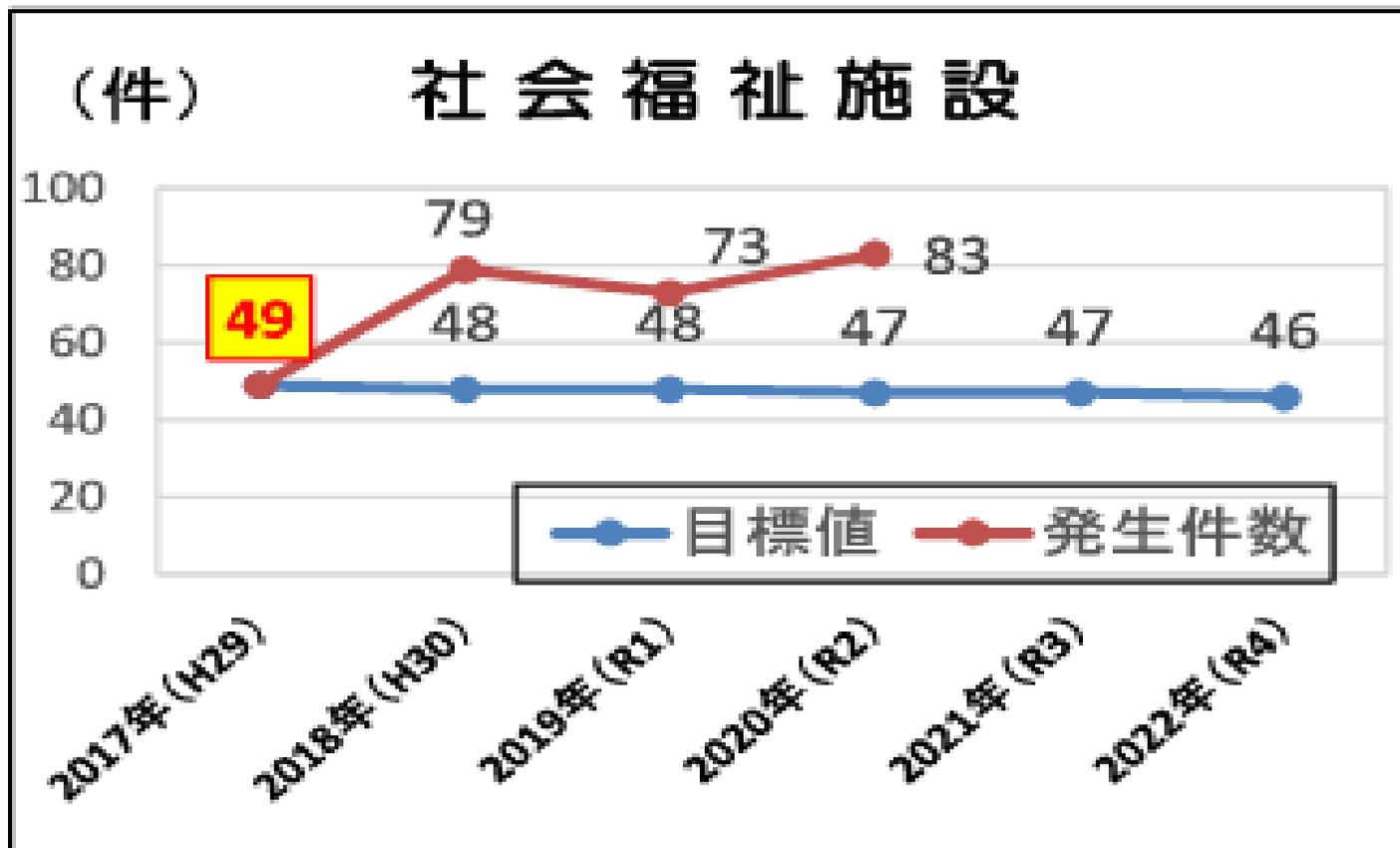
横浜南労働基準監督署



各年毎の数値目標		2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	最終 目標値 との差
業種		(基準年)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(最終年)	
全業種	目標値(-5%)	695	688	681	674	667	660	59
	実績値		758	785	719			
製造業	目標値(-10%)	107	105	102	100	98	96	-33
	実績値		81	75	63			
建設業	目標値(-10%)	69	67	66	65	64	62	8
	実績値		85	84	70			
陸上貨物運送事業	目標値(-5%)	86	85	84	83	82	81	0
	実績値		89	89	81			
港湾運送業	目標値(-5%)	25	25	24	24	23	23	2
	実績値		22	22	25			
小売業	目標値(-5%)	87	86	85	84	83	82	2
	実績値		112	121	84			
社会福祉施設	目標値(-5%)	49	49	48	47	47	46	37
	実績値		79	73	83			
飲食店	目標値(-5%)	36	36	35	35	34	34	17
	実績値		46	51	51			
腰痛対策	目標値(-5%)	24	24	23	23	22	22	16
	実績値		32	46	38			

※労働安全衛生法様式第23号「労働者死傷病報告(休業4日以上)」による。

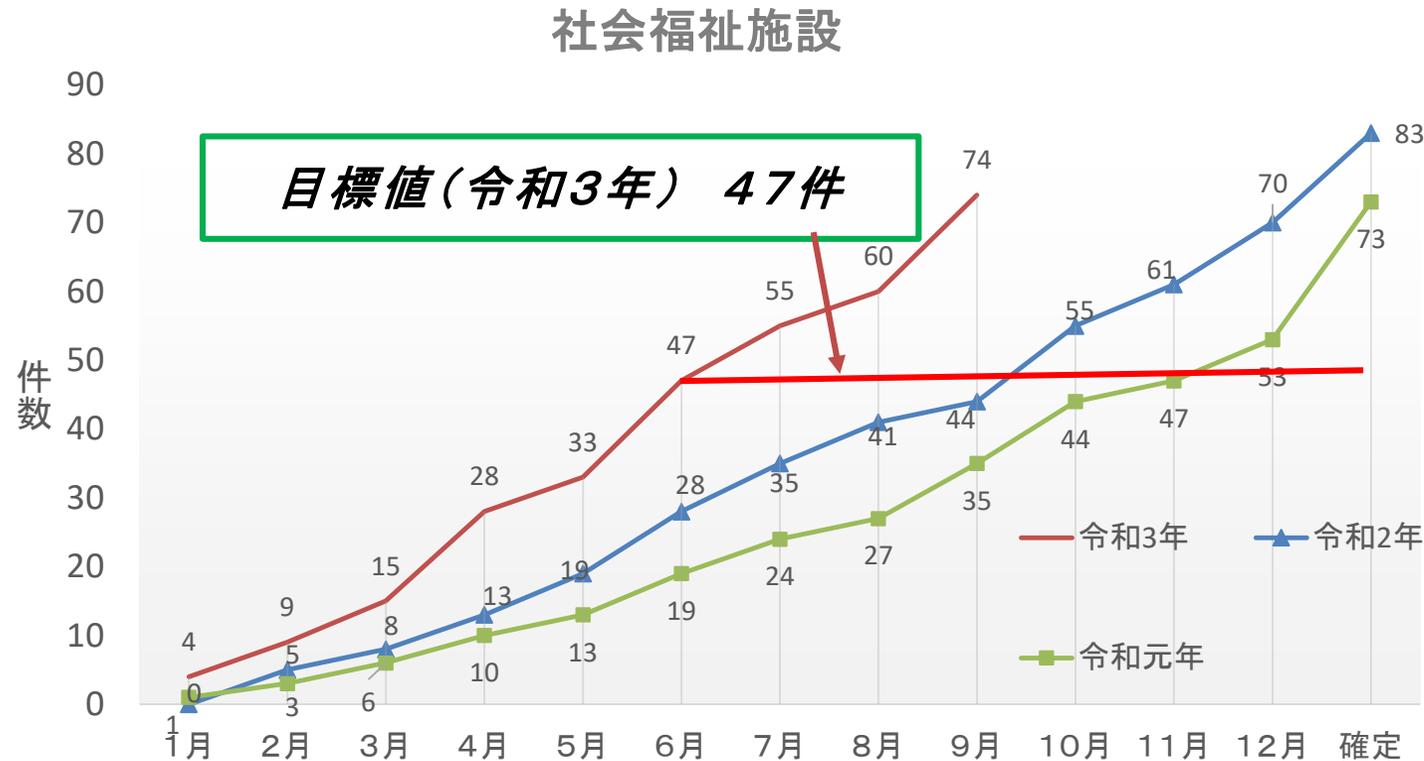
グラフで見る13次防の目標値と労働災害の推移 (横浜南労働基準監督署)



令和2年は、前年比
13.7%!
(73件→83件)

* 横浜南署以外では、
令和2年は前年比で鶴見署5.2%、横浜北署60.7%、横浜西署55.9%の増加となっています。

令和元年(2019年)以降の月別災害発生件数の推移 (横浜南労働基準監督署、休業4日以上)

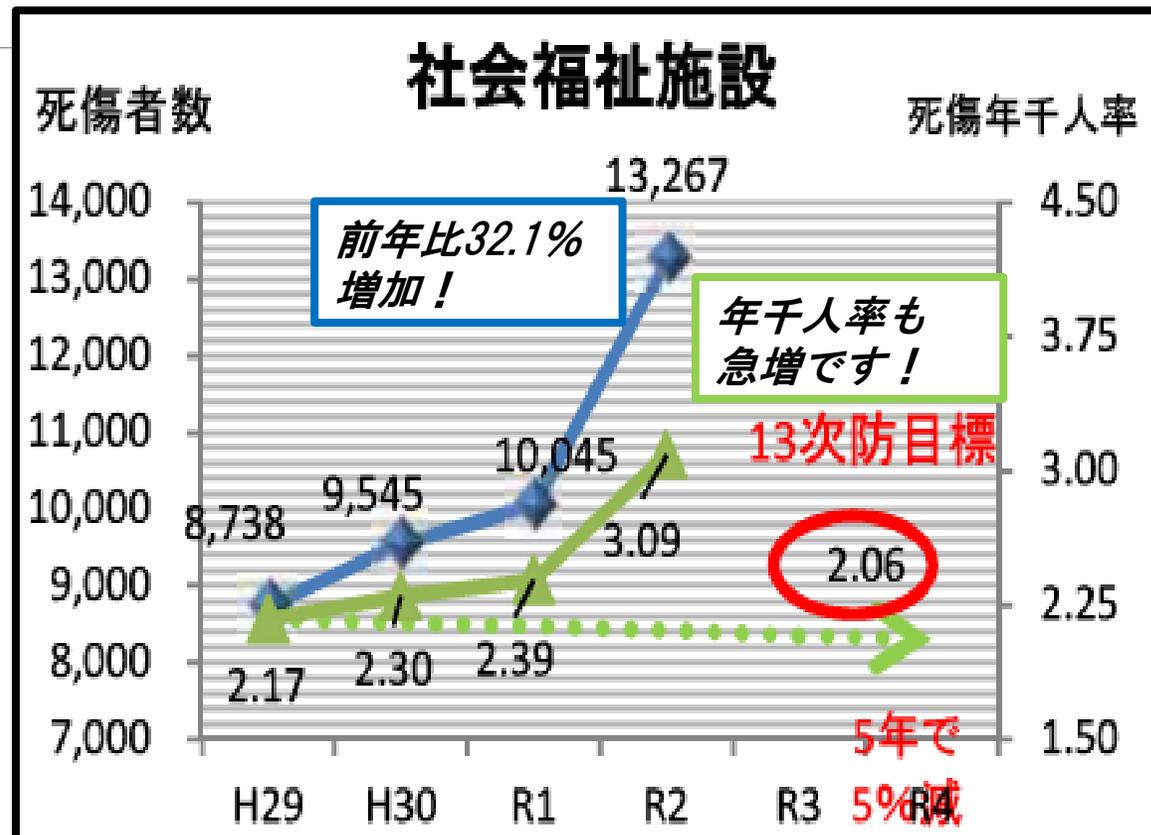
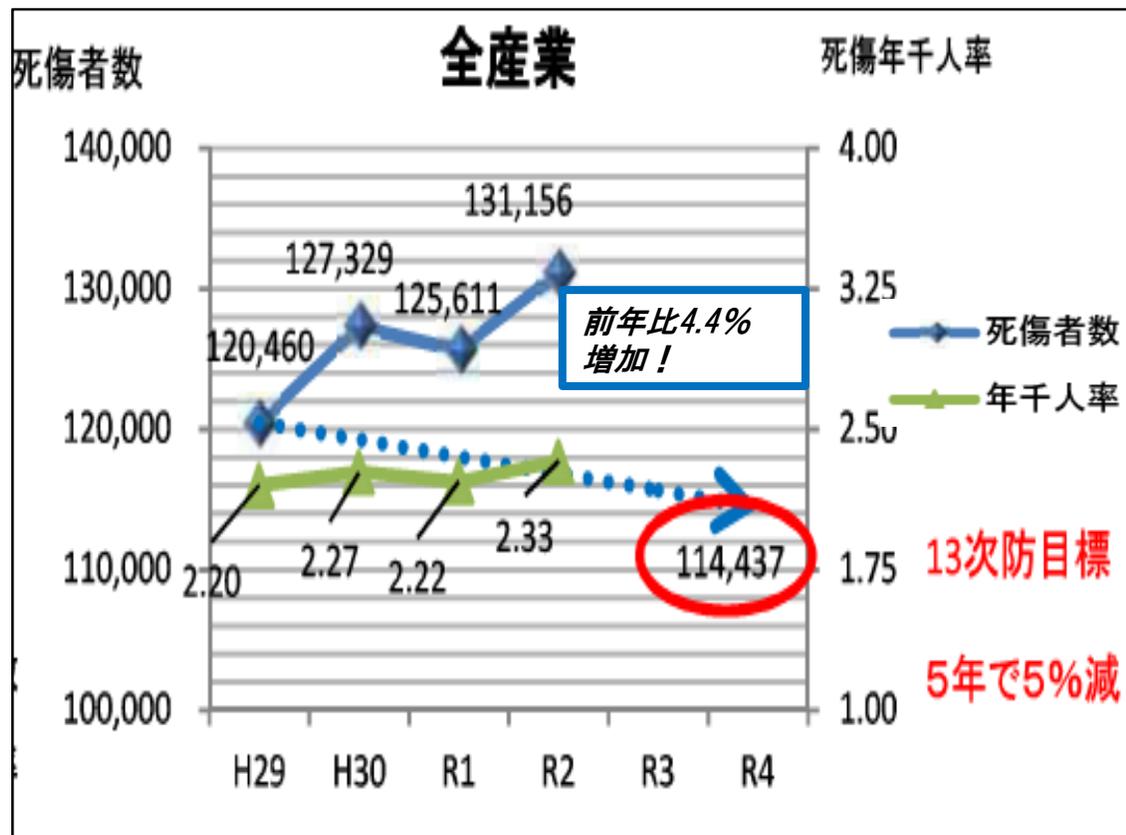


令和3年9月末では前年同期比で
68.2%増!
(44件→74件)

増加傾向が止まらない
状況です。

* 業務上の新型コロナウイルスの感染による災害件数を差し引いても顕著に増加しています。

13次防期間中の全国の統計をみてみましょう(休業4日以上)



* 全産業では令和2年は前年比4.4%増加ですが、社会福祉施設では実に32.1%も増加しています。

* 年千人率・・・労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数を示します。社会福祉施設で急激に高まっています。

3-1 社会福祉施設の災害の特徴

社会福祉施設の労働災害の特徴は、

①動作の反動・無理な動作（主に急性腰痛）

によるものと、

②転倒災害

の2つの事故の型で死傷災害の大多数を占めるという特徴があります。

また、サービス系統別で分類した統計もあります。

3-2 社会福祉施設の災害の特徴(全国)

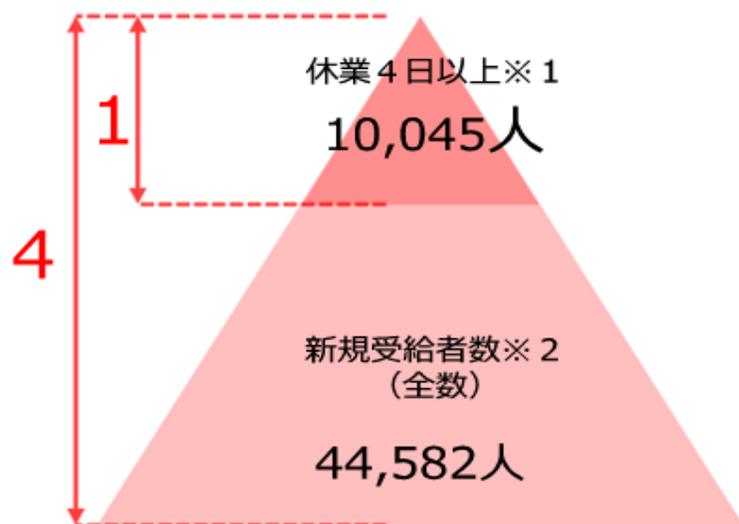
- 社会福祉施設の労働災害（休業4日以上）をサービス系統別で分類すると、施設系サービスを提供する施設が最多
- 事故の型別でみると、訪問系及び通所系サービスを提供する施設では、転倒が最多、短期入所系、居住系、施設系、多機能系サービスを提供する施設では、動作の反動・無理な動作が最多

社会福祉又は介護事業の労働災害発生状況

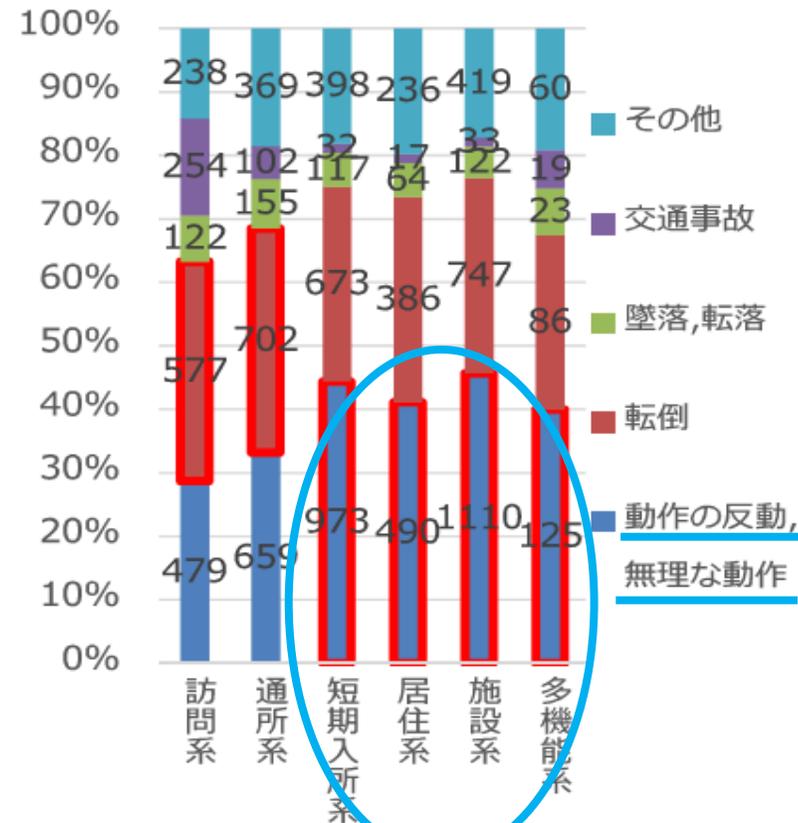
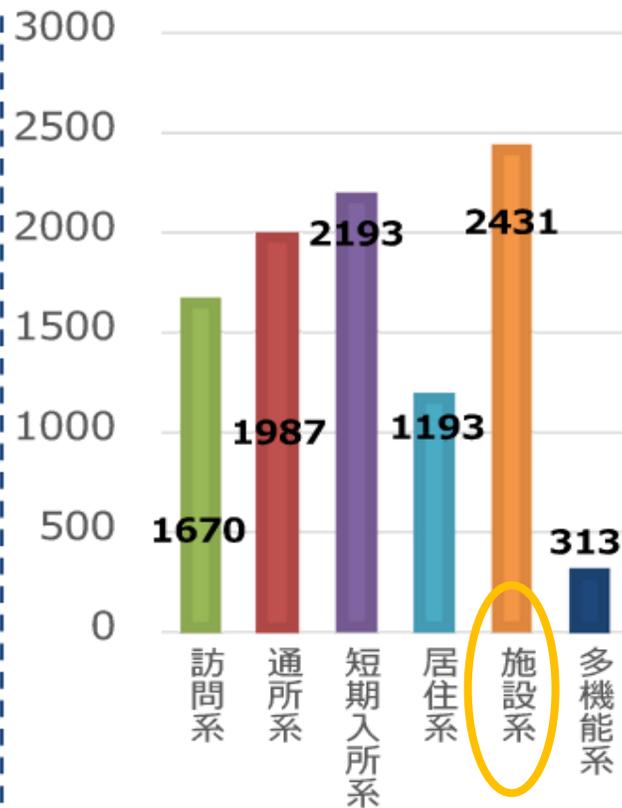
社会福祉施設のサービス系統別死傷者数

社会福祉施設の業態別・事故の型別死傷者数

全体の労働災害は、
休業4日以上の労働災害の約4倍



※1 令和元年労働者死傷病報告より
 ※2 令和元年度労働者災害補償保険事業年報より
 (新規受給者数は通勤災害を含む年度単位の集計)



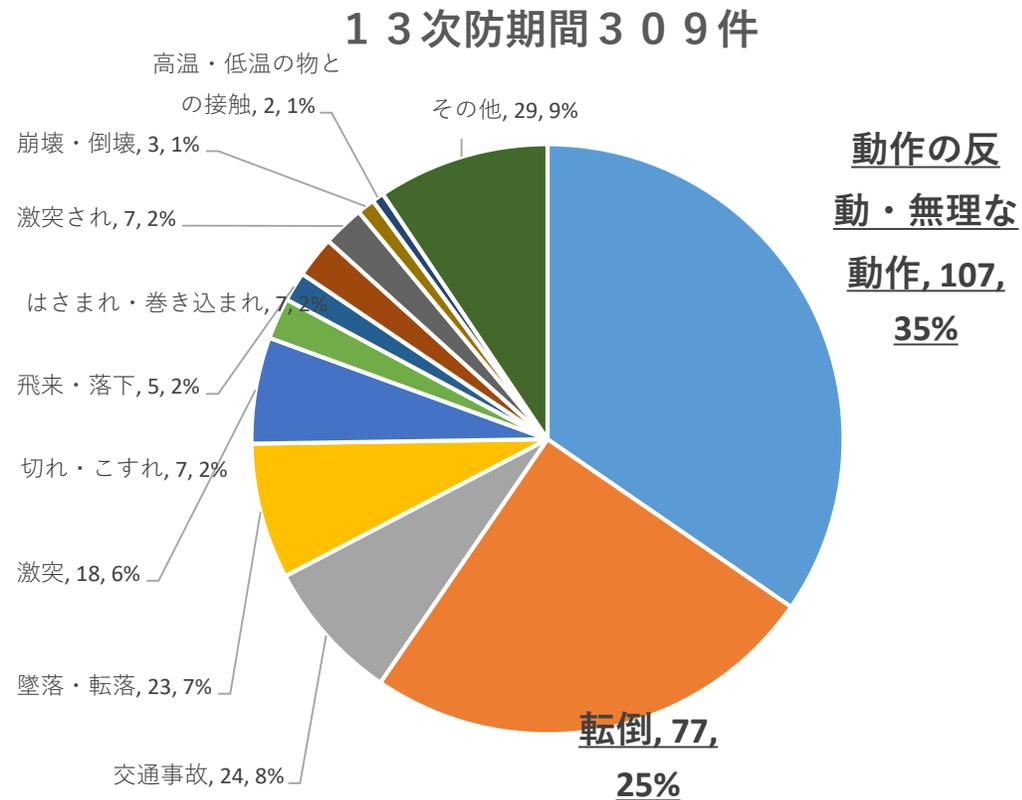
4-1 社会福祉施設の災害の特徴

それでは、横浜市内の4つの労働基準監督署（横浜南、鶴見、横浜北、横浜西）の労働災害発生状況を、事故の型別、腰痛の割合、年齢別、休業期間別にみてみましょう。

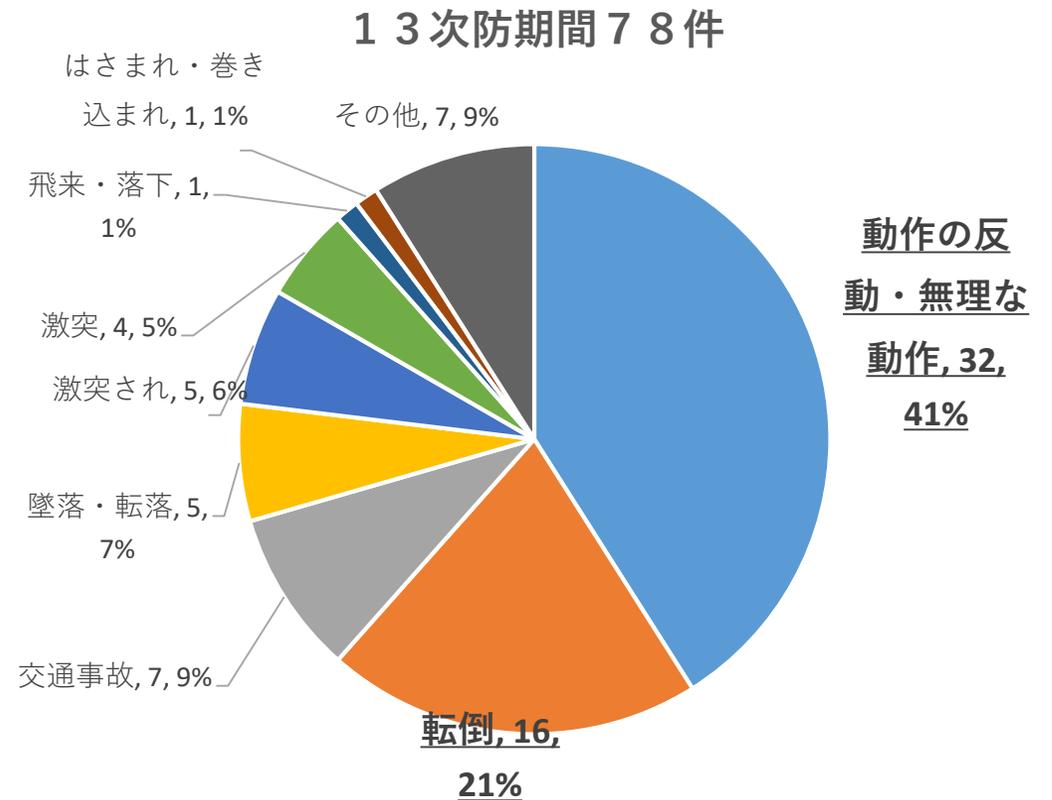
事故の型別に着目すると、取るべき労働災害防止対策の優先度が見えてきます。

4-2 社会福祉施設の災害の特徴 (4署別 事故の型別)

社会福祉施設の事故の型別 (横浜南署)



社会福祉施設の事故の型別 (鶴見署)

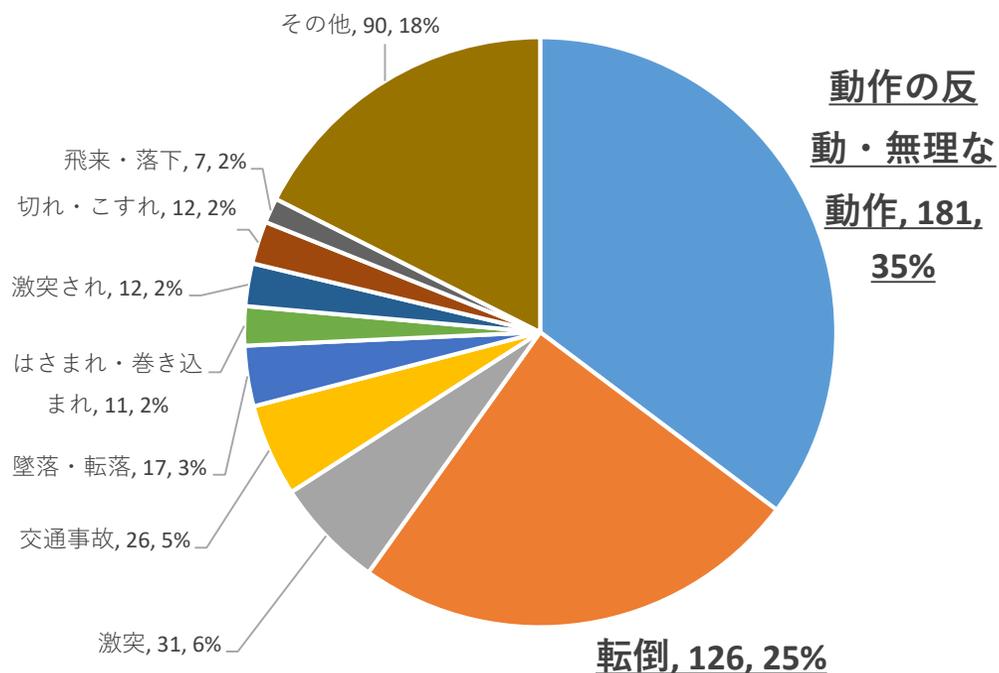


動作の反動・無理な動作が最多です。転倒と合わせて約6割！（グラフの数字は「件数，パーセンテージ」を併記しています。以下同じ。）

4-3 社会福祉施設の災害の特徴 (4署別 事故の型別)

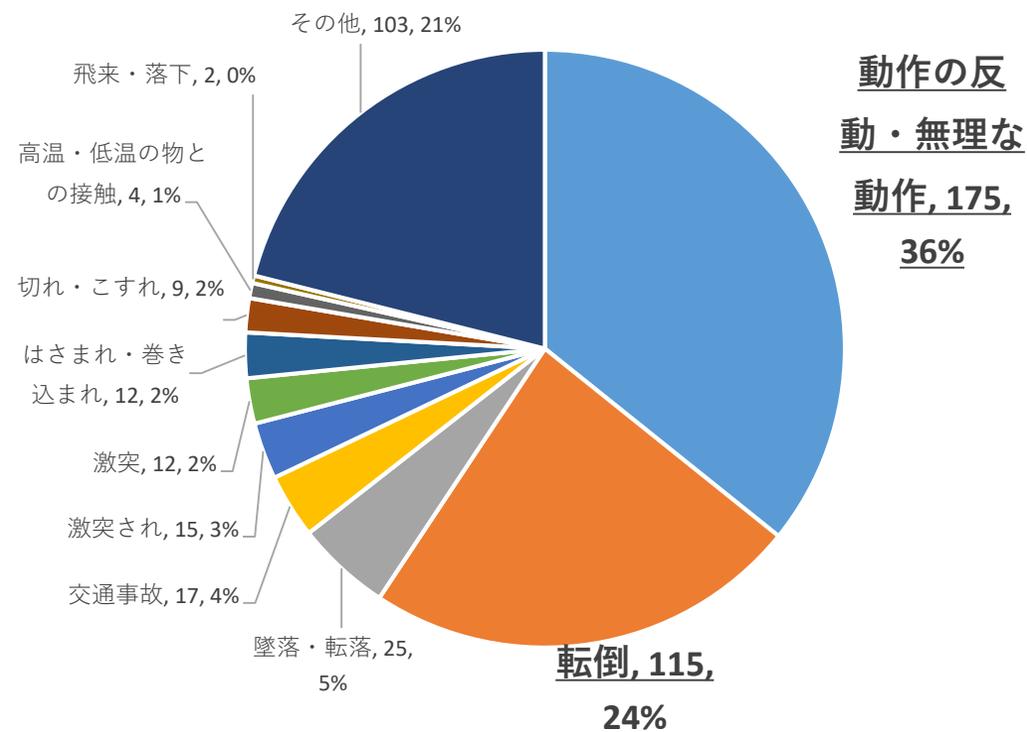
社会福祉施設の事故の型別 (横浜北署)

13次防期間513件



社会福祉施設の事故の型別 (横浜西署)

13次防期間489件

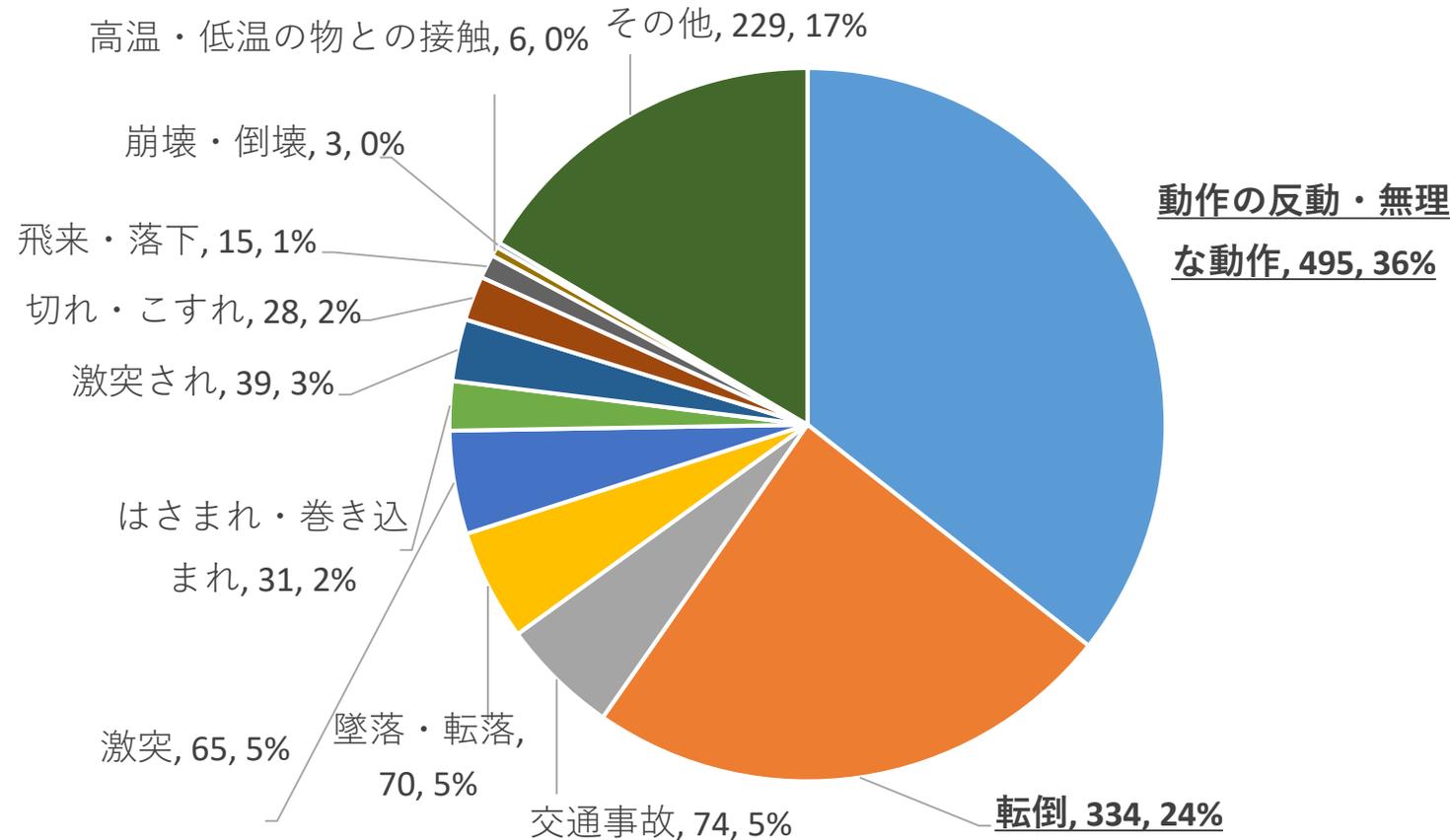


***動作の反動・無理な動作が4割近くで最多です。転倒と合わせて約6割を占めます！**

4-4 社会福祉施設の災害の特徴(4署合計)

社会福祉施設の事故の型別 (4署合計)

13次防期間1389件

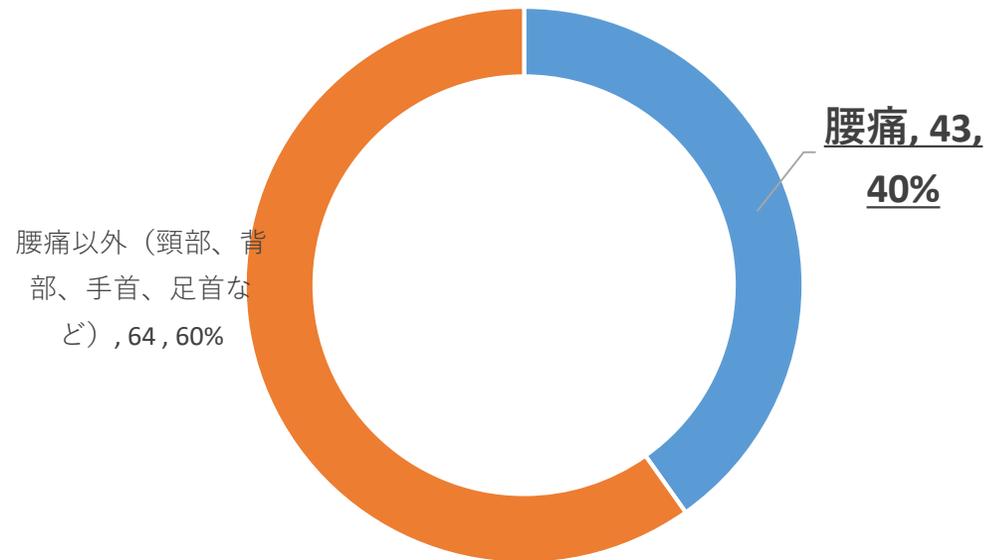


***動作の反動・無理な動作が4割近くで最多です。転倒と合わせて6割を占めています！**

5-1 社会福祉施設の災害の特徴 (4署別 腰痛の割合)

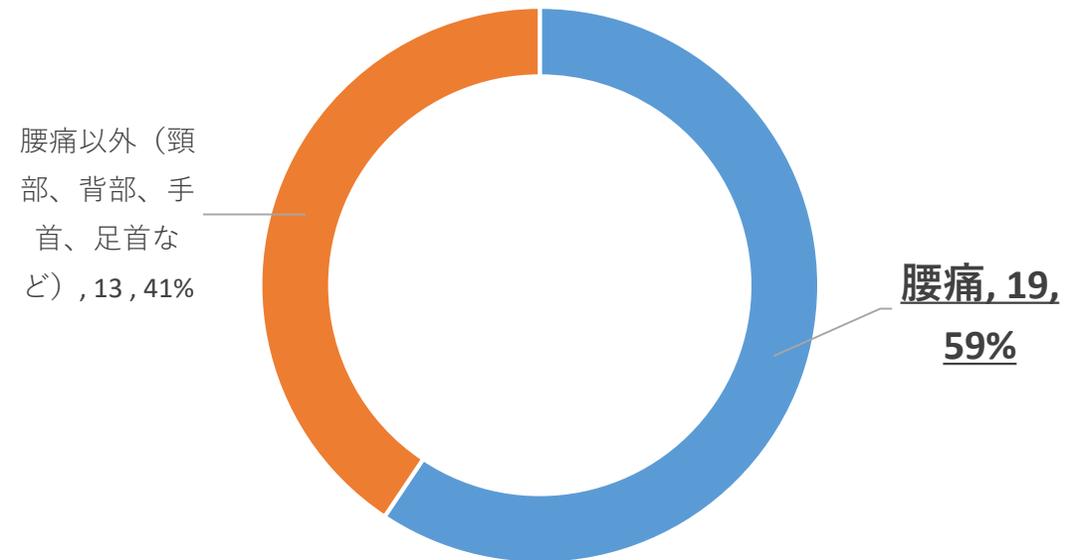
動作の反動・無理な動作 107件に占める

腰痛の割合 (横浜南署) 13次防期間



動作の反動・無理な動作 32件に占める

腰痛の割合 (鶴見署) 13次防期間

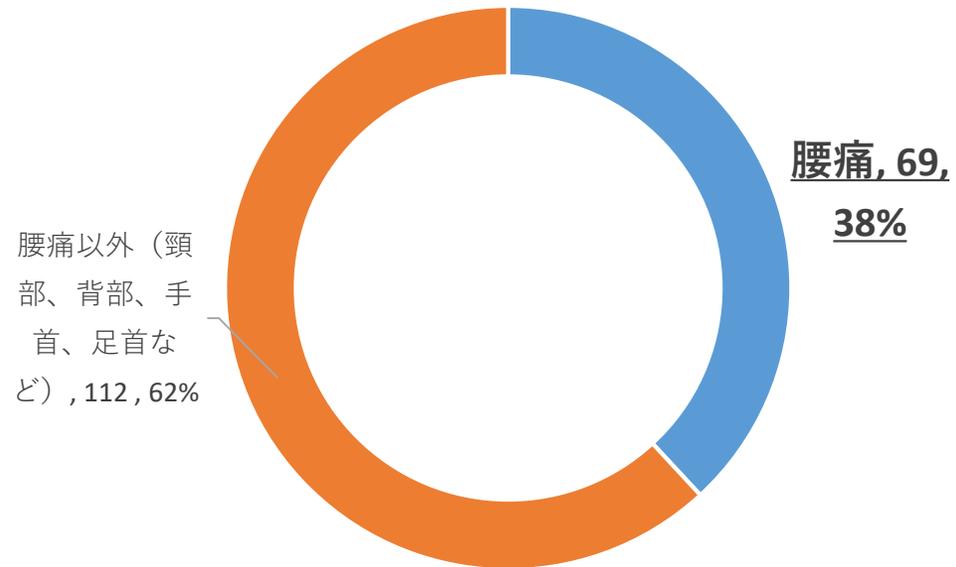


***動作の反動・無理な動作に占める最多は腰痛です！鶴見署においては6割を占めています。**

5-2 社会福祉施設の災害の特徴 (4署別 腰痛の割合)

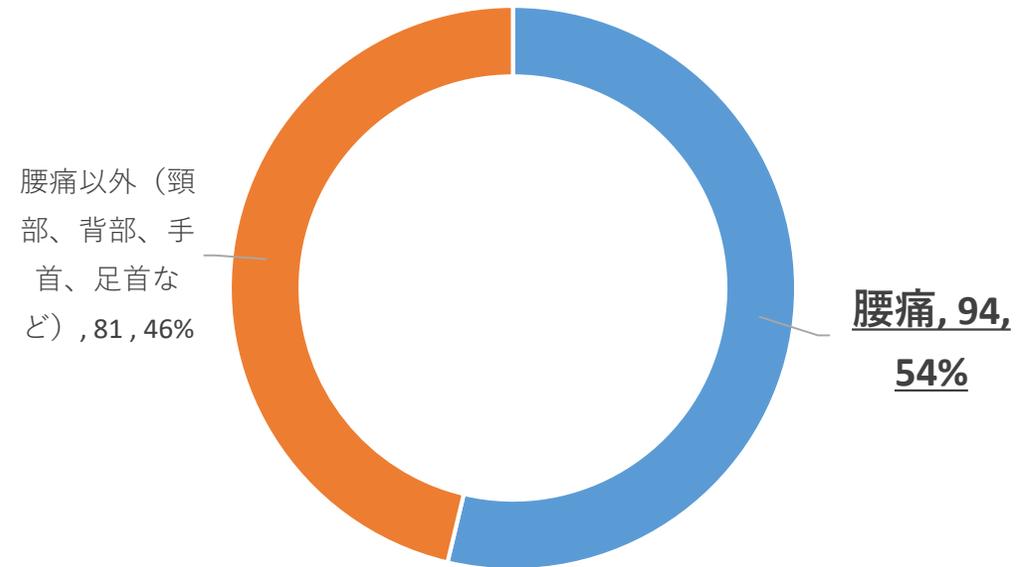
動作の反動・無理な動作 181件に占める

腰痛の割合 (横浜北署) 13次防期間



動作の反動・無理な動作 175件に占める

腰痛の割合 (横浜西署) 13次防期間

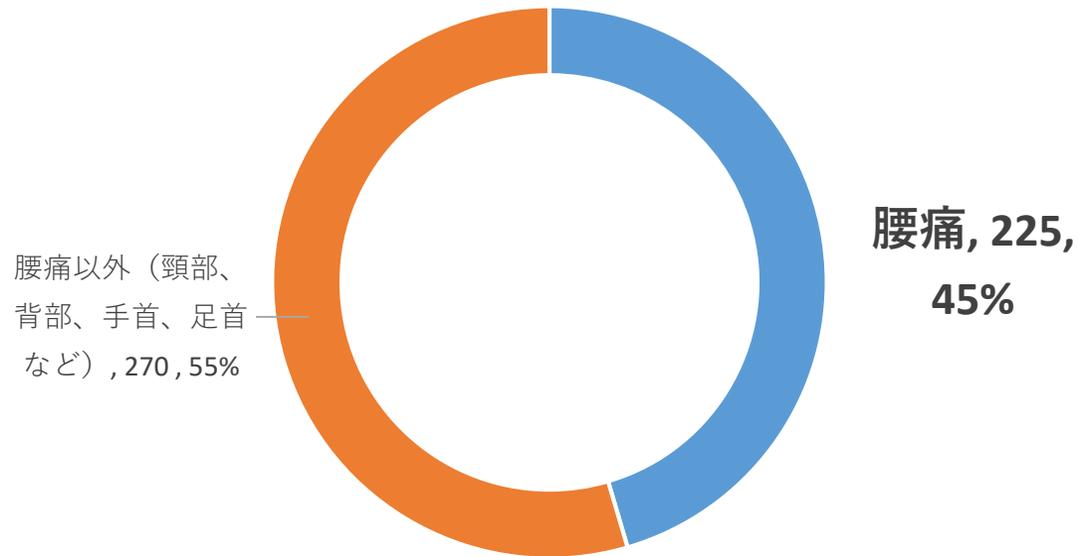


*** 動作の反動・無理な動作に占める最多は腰痛です！**

5-3 社会福祉施設の災害の特徴 (4署合計 腰痛の割合)

動作の反動・無理な動作 495件に占める

腰痛の割合 (4署合計) 13次防期間



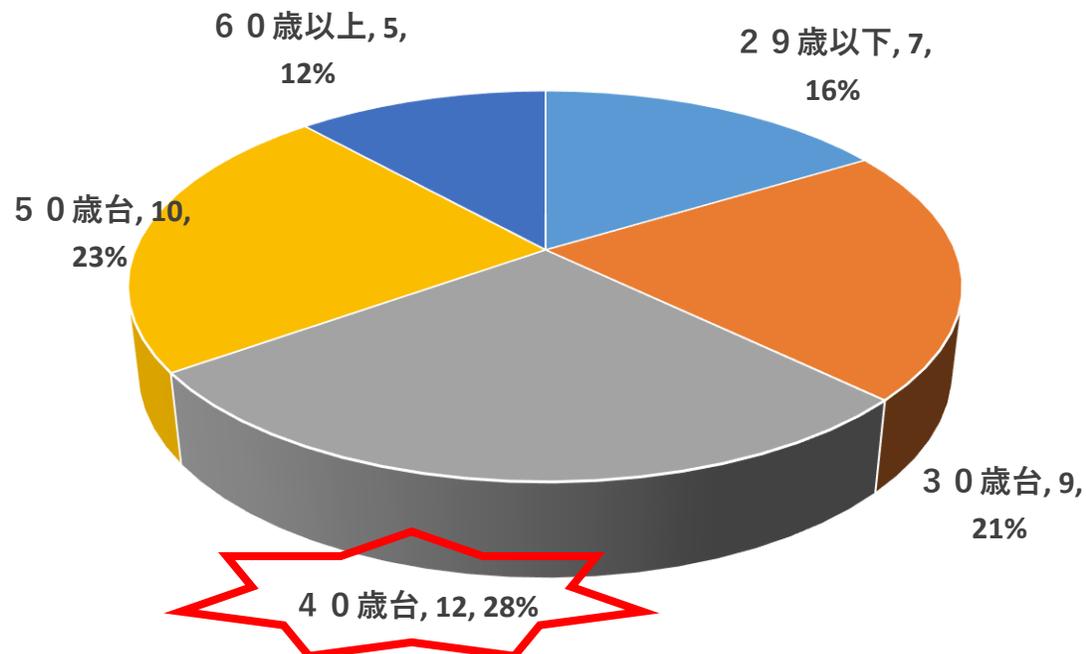
***動作の反動・無理な動作に占める最多は腰痛です！半数近くを占めています。**

次に、腰痛の発症を年齢別にみてみましょう

6-1 社会福祉施設の災害の特徴 (4署別 腰痛の年齢階層別)

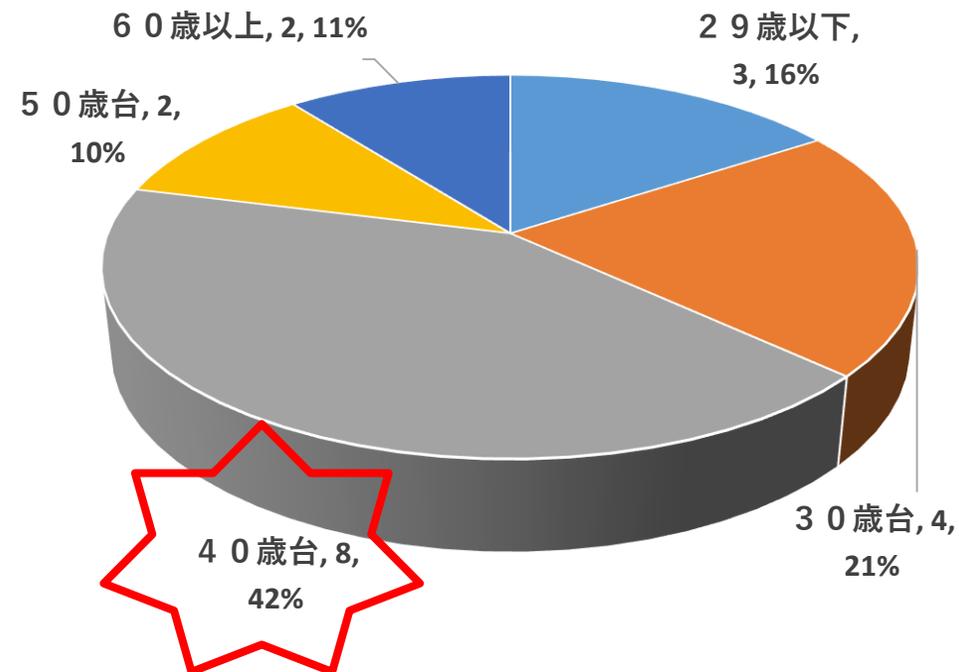
腰痛43件の年齢別 (横浜南署)

13次防期間



腰痛19件の年齢別 (鶴見署)

13次防期間

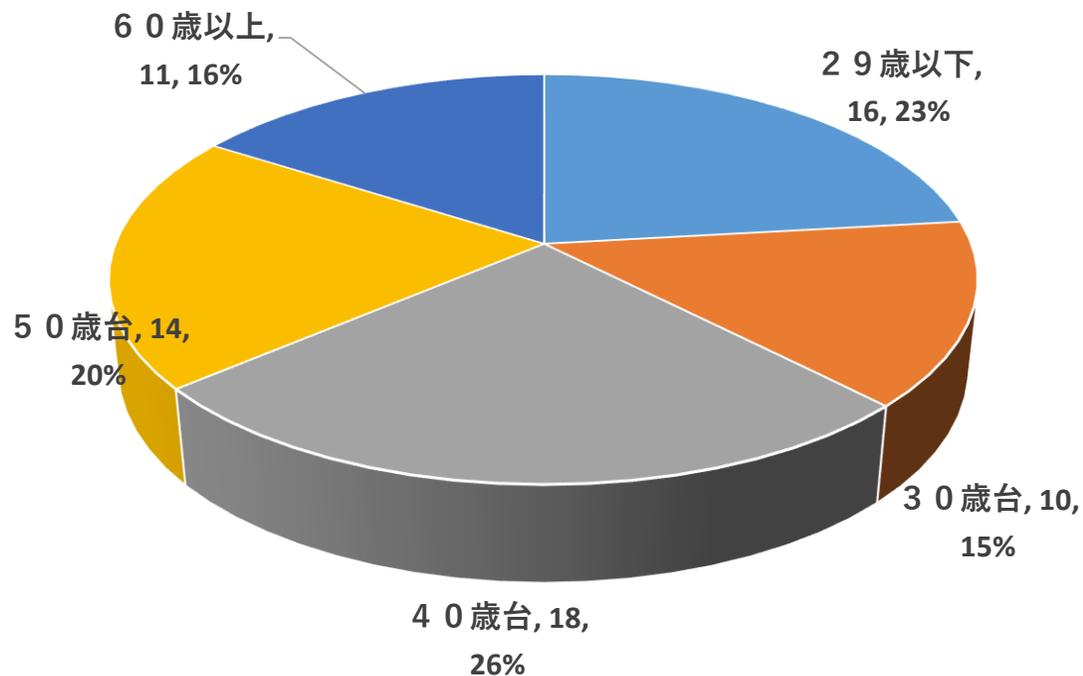


*中でも40歳台に多く発症しています！

6-2 社会福祉施設の災害の特徴 (4署別 腰痛の年齢階層別)

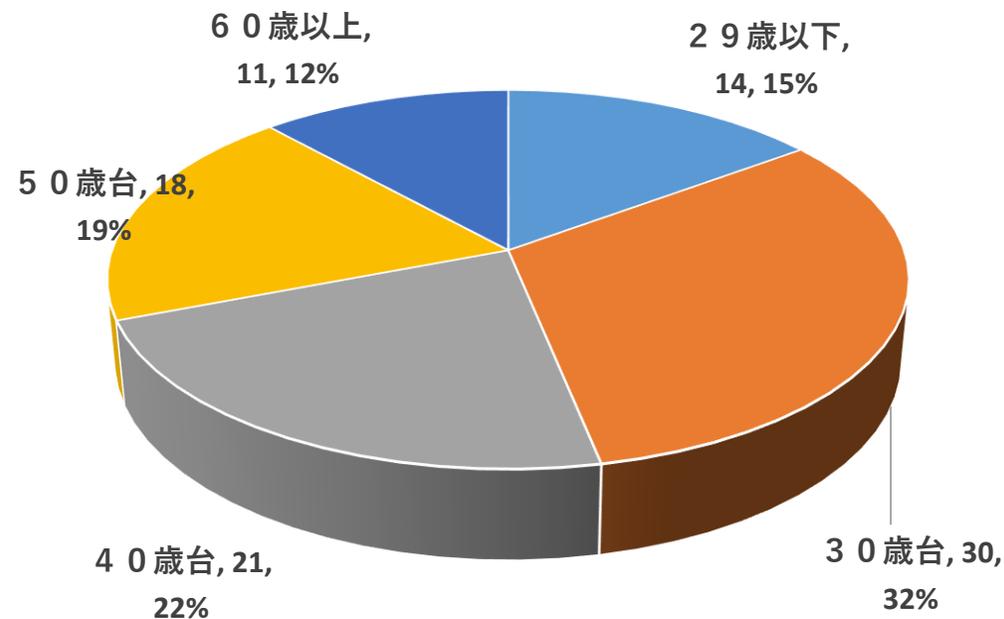
腰痛 69 件の年齢別 (横浜北署)

13次防期間



腰痛 94 件の年齢別 (横浜西署)

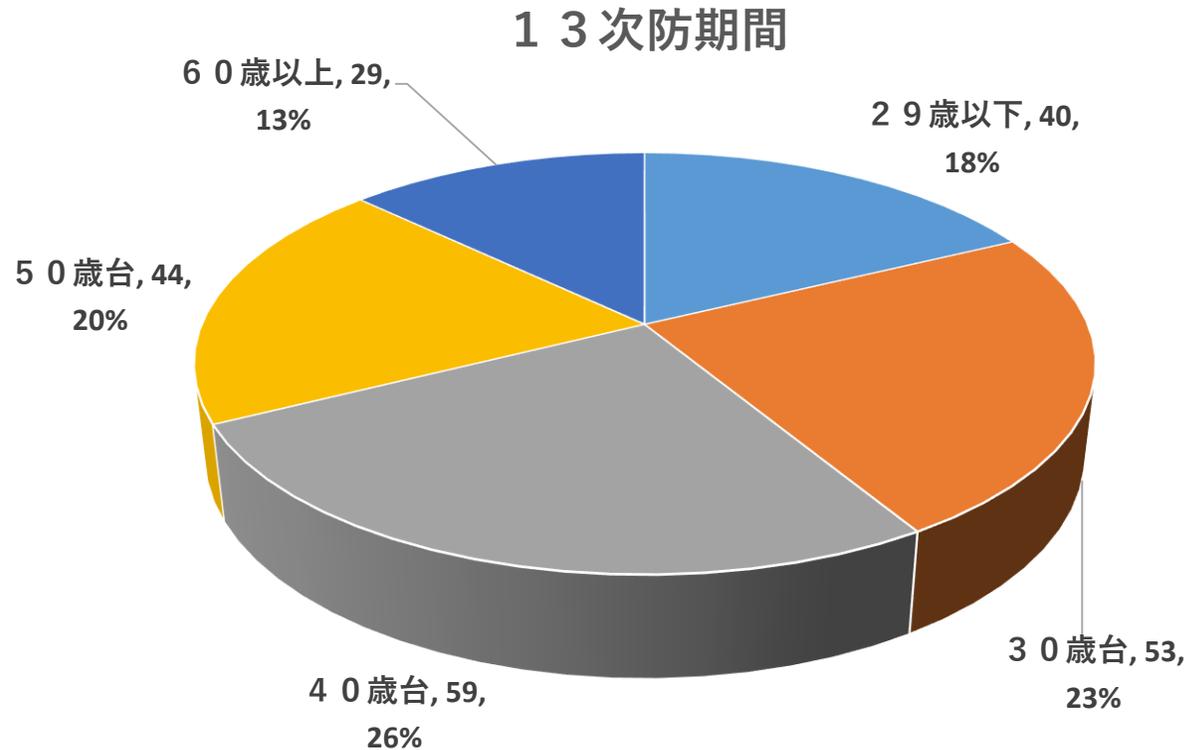
13次防期間



*** 40歳台だけでなく、あらゆる年齢階層で発症しています!**

6-3 社会福祉施設の災害の特徴 (4署合計 腰痛の年齢階層別)

腰痛 225 件の年齢別 (4 署合計)



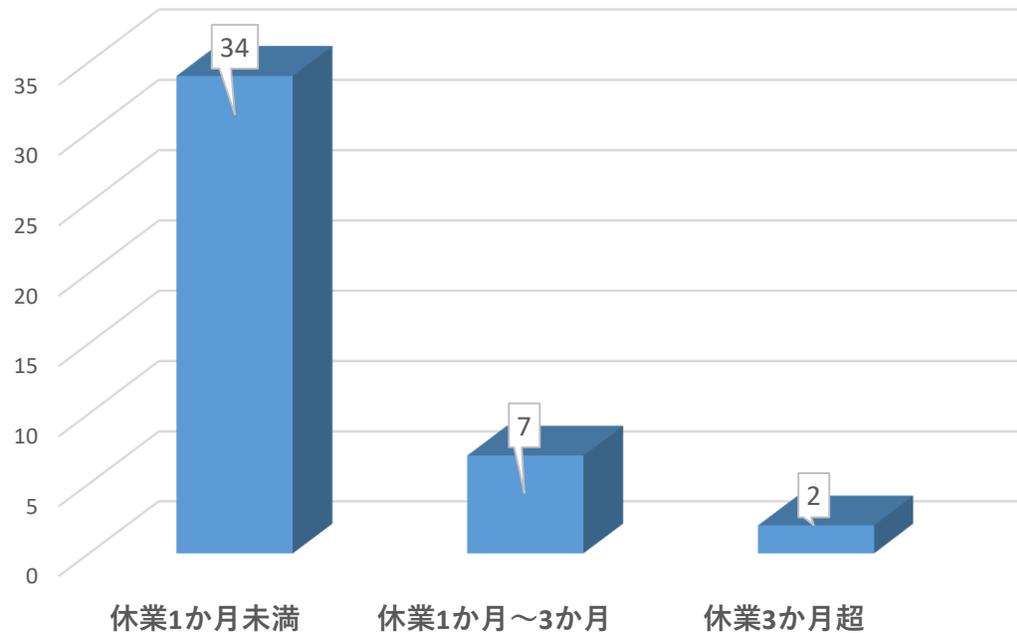
***繰り返しになりますが、あらゆる年齢階層で発症しています！**

次に、腰痛の休業期間をみてみま
しょう

7-1 社会福祉施設の災害の特徴 (4署別 腰痛の休業期間)

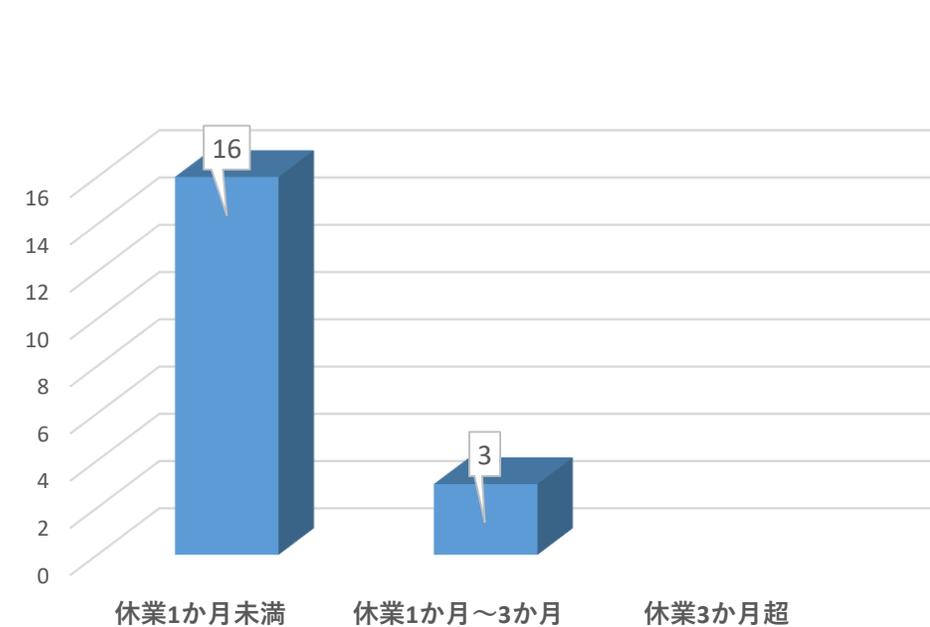
腰痛 43 件の休業期間別 (横浜南署)

1 3 次防期間



腰痛 19 件の休業期間別 (鶴見署)

1 3 次防期間



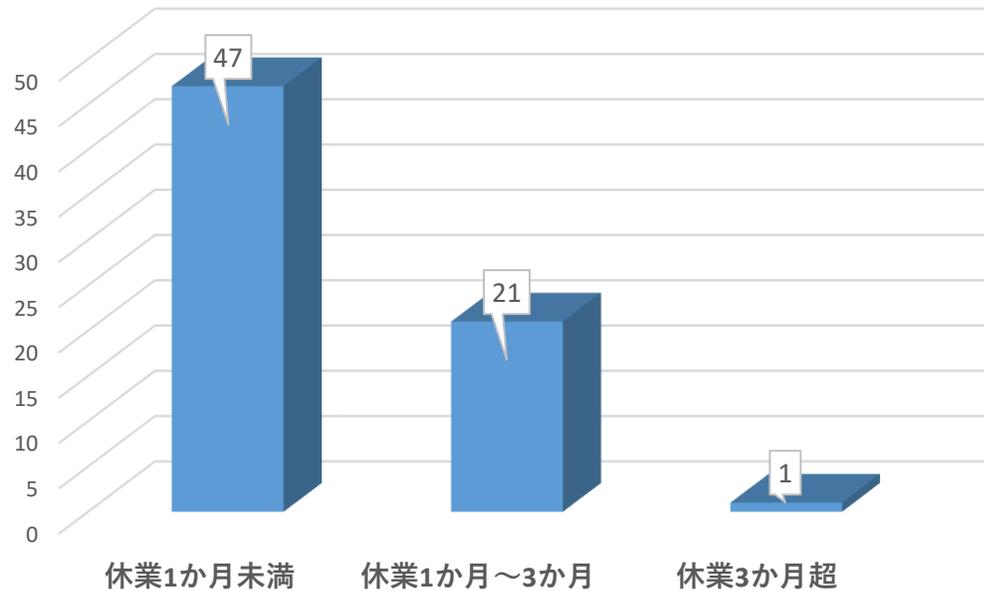
*このデータは見込みの休業日数（労働者死傷病報告）によるため、実際の休業日数はもっと多い可能性があります。

*休業1か月未満が最多ですが、休業1～3か月と3か月超でも20%前後を占めています！

7-2 社会福祉施設の災害の特徴 (4署別 腰痛の休業期間)

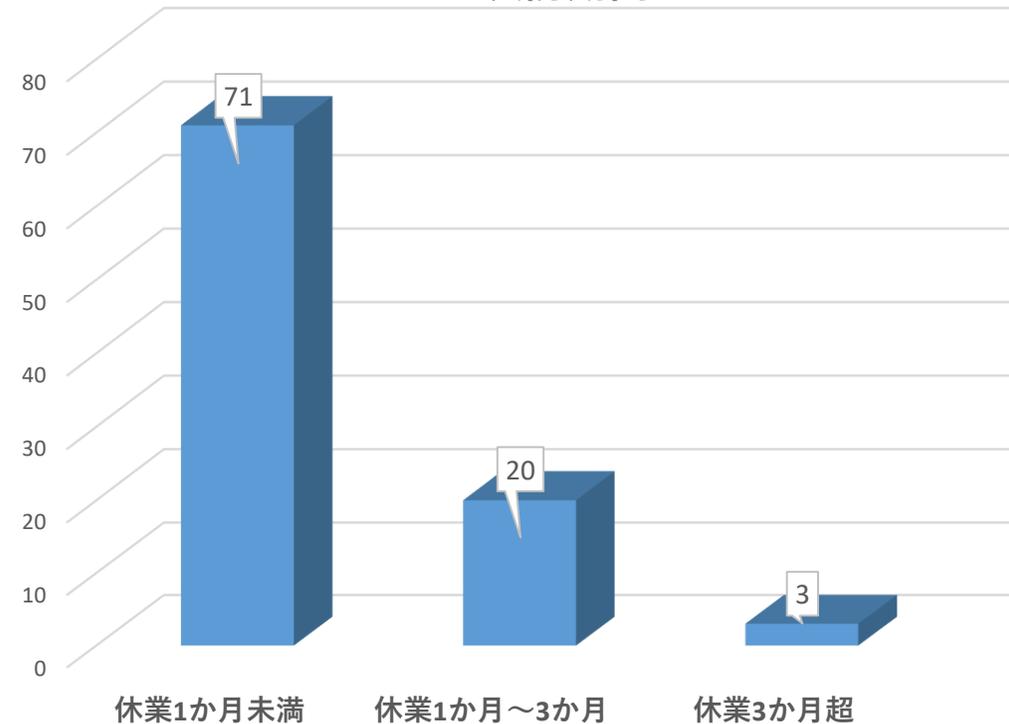
腰痛 69 件の休業期間別 (横浜北署)

1 3 次防期間



腰痛 94 件の休業期間別 (横浜西署)

1 3 次防期間

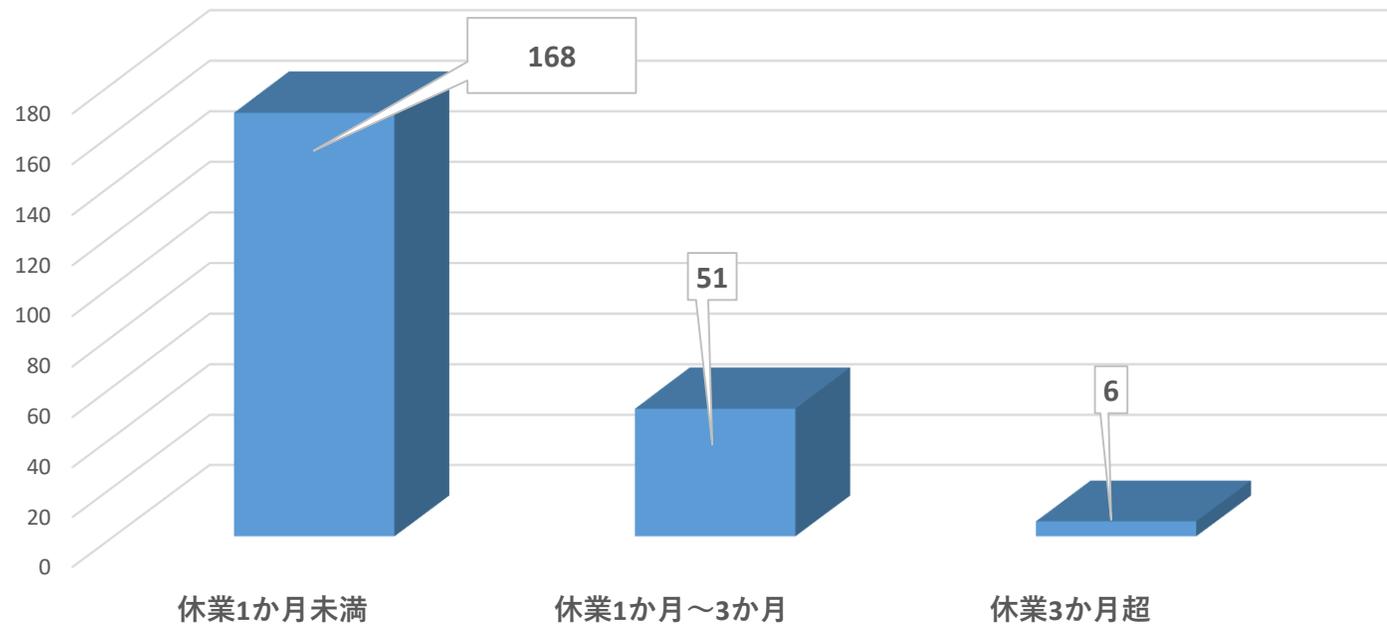


***休業 1 ~ 3 か月と 3 か月超で 30%前後を占めています！**

7-3 社会福祉施設の災害の特徴 (4署合計 腰痛の休業期間)

腰痛 225 件の休業期間別 (4 署合計)

1 3 次防期間



***休業 1～3 か月と 3 か月超で 25% を占め、中には休業 12 か月以上のケースも見られます。若年層でも休業期間が長期化しています！**

8 行政の取組について

災害発生状況を分析し、災害防止の研修会や周知啓発のリーフレットの配布、腰痛予防体操の推奨など様々な取組を行っております。

8-1 動作の反動・無理な動作の作業内訳(全国)

社会福祉施設における「動作の反動・無理な動作」

- 社会福祉施設における動作の反動・無理な動作を作業別にみると**介助作業での被災が84%**
- 介助作業をより細かく分類すると、**ベッド上での介助作業とベッド移乗作業を合わせて52%**
- 介助作業を一人介助か複数人での介助か分類すると、**一人介助での被災が89%**

事故の型別

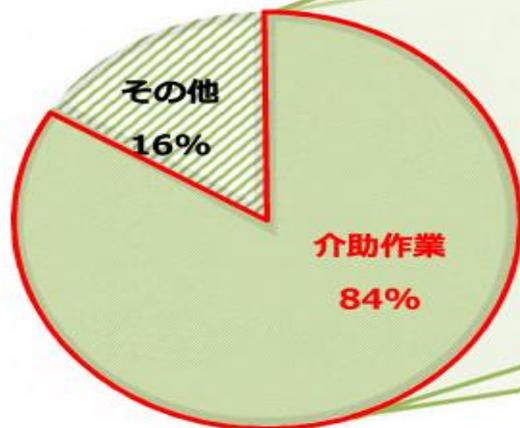


0% 50% 100%
 ■ 動作の反動・無理な動作 ■ 転倒

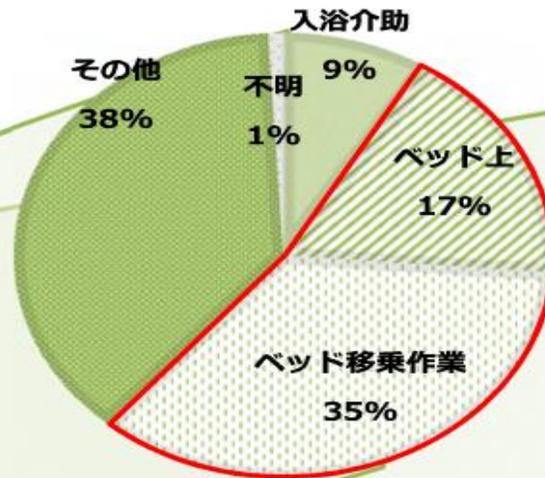
動作の反動・無理な動作が39%、転倒が37%

出典：令和元年労働者死傷病報告より。

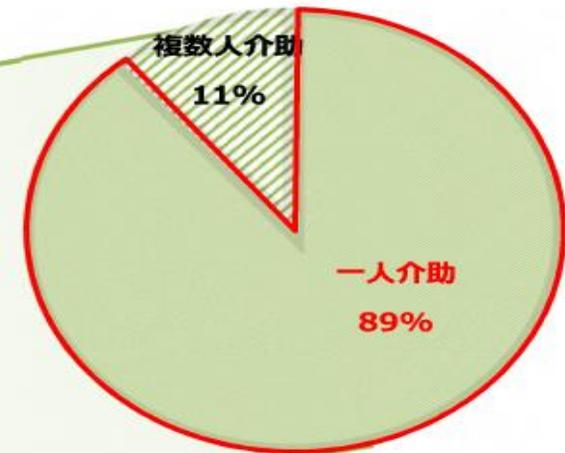
動作の反動・無理な動作 作業別



動作の反動・無理な動作 介助作業別



動作の反動・無理な動作
一人介助・複数人介助別



出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上労働災害10,045件から抽出した767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの。

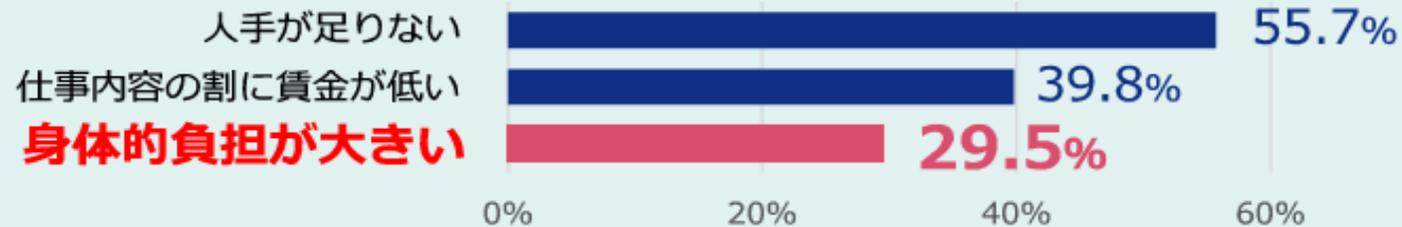
8-2 人材確保のためにも腰痛予防対策の取組は必至です

介護事業主の皆さまへ

人材確保のためにも 転倒・腰痛のない施設をつくりましょう

介護事業で働く労働者の課題

- 介護労働者の不満などで**身体的負担が大きい**と答えた方は**29.5%**
- 介護労働者の満足度を重視する企業ほど**人材確保ができています**との統計結果もあります

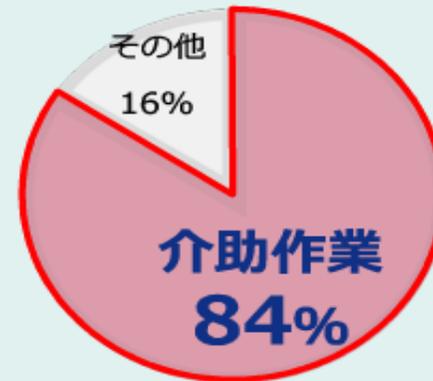
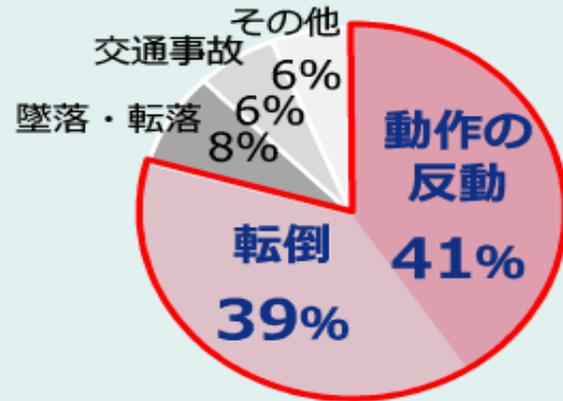


出典：公益財団法人介護労働安定センター 介護労働実態調査より

8-3 人材確保のためにも腰痛予防対策の取組は必至です

介護事業における労働災害

- 介護労働者を含む社会福祉施設の労働災害は腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**41%**、次いで転倒が**39%**
- 腰痛などは介助作業で発生した者が**84%**
- 休業1か月以上となる者は、転倒で**64%**、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」で**43%**



出典：令和元年労働者死傷病報告より

出典：令和元年労働者死傷病報告より介護施設で発生した休業4日以上の労働災害767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの

転倒・腰痛のない施設づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

8-4 人材確保のためにも腰痛予防対策の取組は必至です

**利用者・職員の
転倒・腰痛のない施設づくりのため
下記の対策に取り組みましょう**

作業場所の 整理整頓 	作業場所の 清掃 	毎日の運動 
危険箇所の 見える化 	手すりの 設置 	滑りにくい 靴の着用 
持ち物の 制限 	一人介助の 禁止 	最新機器の 導入 

介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！ 

厚生労働省  厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

これまで見ていただいた腰痛の発生状況を踏まえて、例えば、一人介助を極力避けるなど具体的な対策を講じる必要があります。

8-5 人材確保のためにも腰痛予防対策の取組は必至です

介護労働者が安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいなだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました



厚生労働省ホームページで「職場の危険の見える化（社会福祉施設）実践マニュアル」をご覧ください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！

歩きやすい！

安心して支えられる



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



「転倒・腰痛予防！いきいき健康体操」の動画は、誰でも視聴でき、4分ほどで実践できます。

8-6 職場における腰痛予防対策指針について

「職場における腰痛予防対策指針」を参考に 介護職員の腰痛対策に取り組みましょう

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、介護職員の腰痛予防対策への啓発・指導を行っています。

令和3年度の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」に基づく取り組みに「**介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施**」が設けられました。

この実施についても「職場における腰痛予防対策指針」を参考とするよう周知されています。

腰痛予防対策のポイント

- 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・定見措置を検討し、実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

厚生労働省では、平成25年6月に「職場における腰痛予防対策指針」を改訂し、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げ、腰に負担のない介助方法などを加えました（H25.6.18基発0618第1号）。

8-7 職場における腰痛予防対策指針について

労働災害の具体例

移乗介助

ベッドから車椅子への介助で、ベッドに座っている利用者を前屈みになって両脇を抱え、立たせようとしたところ、腰に痛みが生じた。



座り直し

車椅子に座っている利用者の座り直しをするため、利用者の脇に手を入れ、引き上げようとしたところ、腰に痛みが生じた。



立ち上がり介助

利用者を前屈みになって両脇を抱え、ベッドから立たせようとしたところ、ベッド脇が狭く、無理な姿勢となり、腰に痛みが生じた。



すでに災害発生状況の統計8-1で見ていただいたとおり、左図のように、ベッド上での移乗介助において、腰痛が多く発生しています。

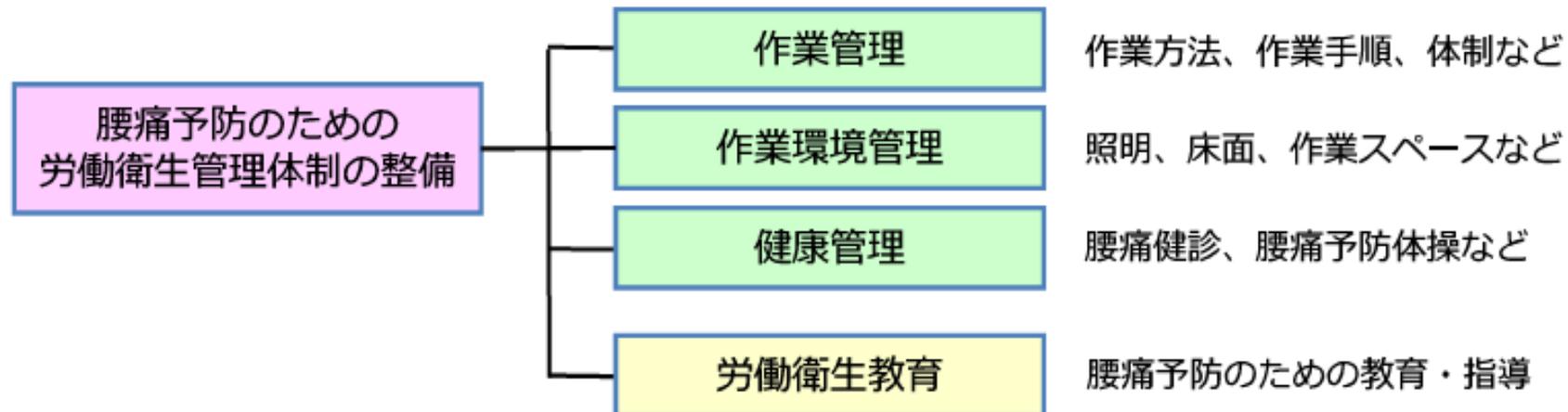
8-8 職場における腰痛予防対策指針について

指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



8-9 職場における腰痛予防対策指針について

作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント [指針]

作業管理

■省力化

人を抱え上げる作業など腰に負担のかかる作業については、リフトなどを積極的に使用し、原則、人力では行わせないようにする。それが困難な場合には、負担を減らすための福祉用具を導入するなどの省力化を行い、腰への負担を軽減する。

■作業姿勢、動作

前屈姿勢、中腰、上半身と下半身をひねった姿勢、体を後ろに傾けながらねじるなど、不自然な姿勢を取らないようにする。不自然な姿勢を取らざるをえない場合には、その姿勢の程度を小さくするとともに、頻度や時間も減らすようにする。

■作業の実施体制

作業する人数、作業内容、作業時間、自動化の状況、福祉用具などが適切に割り当てられているか検討する。特に、腰に過度の負担がかかる作業では、無理に一人で作業するのではなく、身長差の少ない2名以上で行うようにする。

■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者それぞれの作業内容に応じたものにする必要があるため、定期的な見直しを行う。また、新しい機器や設備などを導入した場合も、その都度見直すようにする。

■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。作業服は、動きやすく着心地を考慮し、伸縮性、保温性、通気性のあるものにする。

8-10 腰痛予防のためには労働衛生教育も重要です

労働衛生教育 [指針]

■労働衛生教育

介護・看護作業を行う作業者に対しては、その作業に配置する際に腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。その後は、必要に応じて行う。

[教育内容]

- ・腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チェックリストの作成、活用方法など）
- ・腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るための対策）
- ・腰痛予防体操（職場でできるストレッチの仕方など）

■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

8-11 腰痛予防のためには労働衛生教育も重要です

例えば、指針においては、腰痛の発生要因として、

- ① 動作要因として前屈(おじぎ姿勢)、ひねり及び後屈ねん転(うっちゃり姿勢)等の不自然な作業姿勢をとることや、
- ② 環境要因として寒冷な環境(寒冷反射による血管収縮が生じ、筋肉が緊張することで十分な血流が保たれず、筋収縮及び反射が高まる)や多湿な環境(温度が高く、汗の発散が妨げられると疲労しやすく、心理的負担も大きくなる。)に身体を置くことや、
- ③ 個人的要因として、年齢差や性差(一般的に女性は男性よりも筋肉量が少なく体重も軽いことから作業負担が大きくなる。)、体格、筋力(年齢によって変化する。)

などがあげられていることを腰痛予防教育において触れる必要があります。

(腰痛予防対策指針の解説より)

10月10日は転倒予防の日です

滑り つまづき 踏み外し

介護中の**転倒**に要注意

てん どう
10月10日は
転倒予防
の日



滑り止め
つけておきたい
口と足

数字で見る
社会福祉施設での転倒
労働災害の
うち転倒
約 **4** 割

休業1か月以上
約 **6** 割

女性
約 **9** 割

50代以上
約 **8** 割

出典：令和元年 労働者死傷病報告より

2015年・転倒予防川柳大賞作品 (陳京華 坂川美子)

厚生労働省 日本転倒予防学会

施設長から職員の方へのおお願い

「動作の反動・無理な動作」の次に多いのが「転倒」です。

神奈川県労働局では、「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」を推進しています。腰痛予防との両輪として取り組まれるようお願いいたします。

以上で説明を終わります

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じながらの日々の介護業務の運営に対して、あらためて敬意を表します。

一人でも多くの方が、そして、一つでも多くの事業場において、腰痛予防対策に取り組まれることを切に願います。